

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第14回通常総会のご案内

なくす会は2016年度、(株)NTTドコモに対し差止請求訴訟を提起したほか、1事業者に対し消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」、12事業者に対し延べ11件の申入れと12件の問合せを行いました。また、活動委員会としても6事業者に対し広告表示改善要望などを行いました。

さらに、2016年度から埼玉県からの委託事業として、消費者被害防止サポーター活動推進事業や高齢者等見守り促進事業に取り組んでいます。

本年も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第14回通常総会を開催いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時：2017年6月21日（水） 10:30～11:20
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ10階）
3. 議題：

第1号議案	2016年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員一部選任の件
報告	第1回理事会報告 2017年度事業計画と活動予算 活動委員会の活動報告

会員の皆様へ

◇ 正会員の皆様には、6月上旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠届、及び、欠席の場合は書面議決書を返送くださいますようお願いいたします。

◇ 賛助会員の皆様には、6月上旬頃、議案書ならびに出欠連絡票をお送りします。

記念講演のご案内

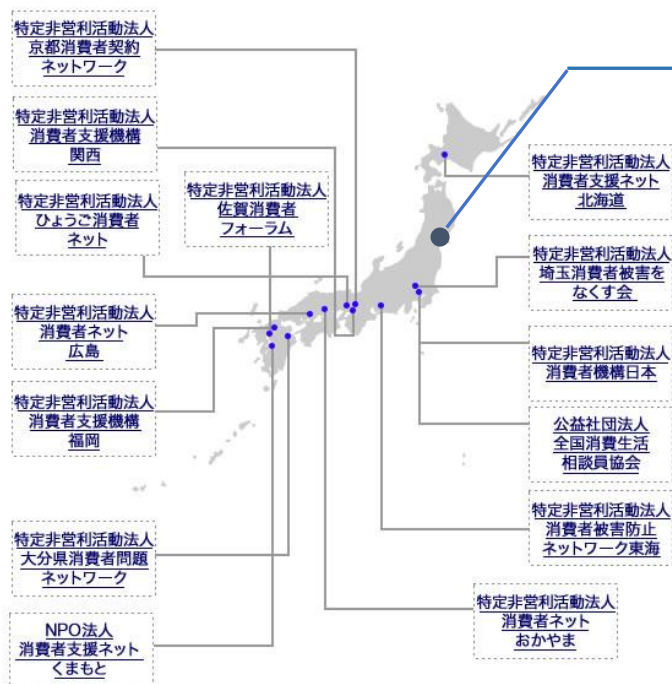
日時： 6月21日（水） 11:30～12:30（総会に続けて同会場で開催します）

テーマ： 「改正消費者契約法と特定適格消費者団体の役割（仮題）」

詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2017年1月～3月）

事業者名 (業種)	問題とした主な不 当条項【該当法】	成果・経過等
《訴訟提起》 株NTT ドコモ	無制限な約款変更 権の定め 【消費者契約法】	第1回期日が3月17日に終了しました。 第2回期日は5月26日(金)10時30分です ※傍聴希望の方はなくす会事務局 048-844-8972 まで
株アプラス (Tカード)	Tカードの支払方 法変更に関する 規約変更 【消費者契約法】	2017年2月、消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求 (41条書面)を行ないました。 ⇒同年3月、「消費者の利益を一方的に害するものには当たらず、 申し出に応じることはできない。」との回答を受領しました。面談 の実施を含め今後について検討中です。
株モイスト (健康食品)	Web上の注文ホー ムの表記について 【景品表示法】 【特定商取引法】	申入れを行なった該当URLの表記の削除は確認できましたが、 Web上には「実質無料・送料相当500円のみ」などが大きく表 示され、4カ月の継続が条件となることの表記が未だわかりにく い広告があるため、当該広告についても削除を依頼する予定です。
有台企画 (結婚相手 紹介サービ ス)	契約条項の、免責条 項、クーリング・オ フ条項、中途解約な どについて 【消費者契約法】 【特定商取引法】	2017年4月、①交際相手とのトラブルに関し、一切責任を負わ ないとの条項は消費者契約法第8条に違反し無効②クーリング・ オフ期間の始期が「契約日(入会身上申込書を提出した日)」とす るのは、特定商取引法の規定よりもクーリング・オフの権利行使 期間が早く消滅するため同法第48条に違反し無効③中途解約時 の返還についての条項で、返還されない費用に「『契約の締結及び履 行の為通常要する費用』として政令で定められた初期費用」とあ るのは同第49条に違反し無効、として、申入れを行ないました。



『NPO 法人 消費者市民ネットとうほく』
が、2017年4月25日に全国で15番目、
東北では初の**適格消費者団体**として
認定されました。

『認定 NPO 法人 消費者機構日本』
が、2016年12月27日に、
初の**特定適格消費者団体**に認定されました。

【適格消費者団体一覧】(平成28年12月現在)
消費者庁ホームページより抜粋

活動委員会 2016 年度・1 年間の活動報告

★景品表示法をはじめ、法にとらわれない消費者目線で、広告チェックなどの活動を行なっています。

事業者	改善要望	結果
《新聞広告》 葬祭事業者 【改善】	2016 年 5 月、葬儀料金について、『追加料金一切不要』は明らかに消費者に誤解を与える表示であるため、改善を要望しました。	同年 3 月に広告表示の改訂変更を行っており、当該表示は使用していないとの回答を受領しました。
《新聞広告》 未使用車販売 【改善】	2016 年 6 月、未使用車の支払システムについて、消費者にわかりやすい表現への改善及び、支払額の表記について消費者に誤解を与える「半分のお支払」などの表記の改善を要望しました。	車両本体価格をわかりやすく表示し、支払システムについての説明を変更するなど、表記の改善を行なった旨の回答を受領しました。
《新聞広告》 美容エキス 【改善】	2017 年 1 月、美容エキスの広告表記について、80%OFF の料金は毎月定期的に商品が届くコースの申込みであること、定期コースの 2 回目以降に支払う金額をわかりやすく表記することを要望しました。また、効果評価試験の概要について問合せを行ないました。	毎月お届けするサービスであることの記載を大きな文字へ修正する、2 回目以降に支払う金額を記載するとの回答を受領しました。効果評価試験の概要を提供いただきました。
《新聞広告》 学習塾 【改善】	2017 年 2 月、無料体験授業の広告表記について、テキスト代がかかることをわかりやすく表記すること、運営会社の名前を記載することを要望しました。また、授業料が普通の塾の約半分であるとする根拠などについて問合せを行ないました。	夏期募集時期のチラシから、わかりやすく表示するよう改善し、運営会社を記載する、普通の塾の約半分との表記は既に削除しているとの回答を受領しました。
《新聞広告》 《インターネット公式サイト》 美容クリーム 【継続中】	2017 年 2 月、新聞広告の「7 日分の商品」に関するキャンペーンについて、1 ヶ月分の商品の写真に通常価格の記載がないことから、キャンペーン価格が 7 日分ではなく 1 ヶ月分の商品のもとの誤解する恐れがあること、化粧品の広告であるにも関わらず、効果効果を保証するような体験談が掲載されていること、インターネット公式サイトにおいて、3 回以上の購入が条件であることがわかりにくいことなどについて改善を要望しました。	変更するとの回答があり、後に受領した、変更後の広告原稿の表記について検討しました。結果、いまだ誤解する恐れがあるとして、再要望書の送付を検討しています。
《新聞広告》 洗顔せっけん 【継続中】	2017 年 2 月、新聞広告の洗顔せっけんについて、効果効能を誇張する表記などの改善を求めました。	回答を待っています。

■ 消費者被害アンケートめやすばこは、2016 年 10 月～2017 年 1 月に『クレジットカードについてお聞きします』のアンケート調査を実施し、有効回答 970 枚を集約しました。

※アンケートまとめはなくす会ホームページ、ニュースレター第 66 号を参照ください。

- 広告関連の業界4団体宛て、各団体の加盟事業者に注意喚起・周知を求め、要望書を送付しました。
 - (1) 割引きなどの特典で購入できることに、定期購入や複数回購入すること等の条件がある場合は、その条件がわかりやすい表記に改善すること
 - (2) 「●●分以内限定」「今だけ」「今なら」など、判断や購入を急がせる表記の使用停止もしくは、誤解を与えない表記に改善すること
 - (3) 「埼玉県の皆様へ」などの地域が限定されているかのような表記の使用停止もしくは、誤解を与えない表記に改善すること
 - (4) 重要事項や注釈などの文字を少なくとも8ポイント以上で表記すること
 - (5) 新聞折込広告などに印刷されている「申込ハガキ」に、必要最低限の情報以外は記入させないようにすること
- 葬祭関連団体宛て、以下の内容で要望書を送付しました。
 - (1) 「葬儀一式」に含まれる項目、条件などを統一してください
 - (2) 飲食接待費や返礼品、寺院への費用、火葬料、オプション費用など、別途かかる料金についてもわかりやすく表記してください
 - (3) 人数別の簡単な見積もりの一覧表のようなものを広告に記載してください

この間の主な会議

理事会：第6回（3/24）
 検討委員会：3月（3/24）、4月（4/27）
 活動委員会：第9回（4/19）、第10回（5/10）
 第18回適格消費者団体と日弁連との懇談会（4/7）

予告

消費者カアップ学習会 Vol.1
 8月29日（火）10時～12時
 浦和コミュニティセンター第13集会室
 「クレジットカードを安心して使うために（仮）」

会費納入のお願い

会費納入のお願いを前回のニュースレターに同封させていただきました。
 早めの納入をお願いいたします。

■ 年会費：個人正会員（3,000円） 個人賛助会員（1,000円）

■ 振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5098908（特非）埼玉消費者被害をなくす会

■ 問合せ：埼玉消費者被害をなくす会 事務局 Tel 048-844-8972



★ 消費者大会実行委員会より・・・第53回消費者大会は10/12に開催！ ★

第1回プレ学習会

内容：いま、あらためて学ぶ消費者の権利
 日時：5月23日（火）10時30分～12時
 会場：市民会館うらわ 705・706

第53回埼玉県消費者大会

日時：10月12日（木）10時30分～
 会場：埼玉会館（JR浦和駅）
 全体会記念講演、分科会について今後ご案内します



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）